## 内職を始める方のために





## 内職を始める時には

- 1. 自分がどれくらいの時間を仕事にあてられるか。
- 2. 家族の理解が得られるか。
- 3. 責任を持って仕事に取り組めるか。
  - 〇面接時間に遅れずに行きましょう。
  - ○預かった材料、道具は大切に扱いましょう。
  - 〇仕事は丁寧に根気よく取り組みましょう。
  - ○納期は必ず守りましょう。

これらのことについてよく考え、仕事の内容、条件から 自分のできる仕事を選びましょう。

- \*「誰にでも簡単にできて工賃の高い内職」というものは ありません。
- \*責任は個人経営者と同じです。
- \*あっせん後の問題は、事業所と内職をされる方との当事者間で解決してください。

◎工賃は、全額現金で1ヶ月以内に受け取りましょう。

工賃は、出来上がった製品を納めてから、1ヶ月以内に 全額現金で支払われることになっています。内職者の同意 があれば、銀行への振り込み等も可能ですが、製品や小切 手での支払いはできないことになっています。

ただし、一定の日を工賃締切日にしている場合には、そ の日から1ヶ月以内です。

## ◎工賃の不払いが生じたら

万一、工賃の遅延が生じたら、ご自身で事業所に連絡を 取りその状況の確認をしてください。工賃の支払いに不安 を感じたら、すぐ内職をストップして当所にも連絡をくだ さい。

また、不払いが生じた場合は、家内労働手帳等工賃額の確認できるもの、及び手元の製品は処分せずに保管し、労働基準監督署へ相談、申し立てをしてください。

※江東しごとサポートセンターでは、工賃の不払いが生じても 工賃を立て替えてお支払することはできません。

江東区を管轄する労働基準監督署

亀戸労働基準監督署江東区亀戸2-19-1 カメリアプラザ 8F03(3637)8130



江東区亀戸2-19-1 カメリアプラザ9階 03(5836)5160